

平成26年度  
「湖南省 環境保全活動」まとめ

— 市内の環境の現状と課題 —

平成27年7月23日

湖南省 市民環境部

生活環境課

## はじめに

湖南省では平成19年7月1日、「市における環境の保全と創造について基本理念を定め、市民等、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境に関する基本的な事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活ができることを目的」として「湖南省環境基本条例」を制定しました。また、この以前の平成19年1月1日に「湖南省生活環境保全条例」を制定しました。

これらの条例の理念を具現化するため、平成21年9月1日に「湖南省環境基本計画」を策定し、平成30年度までの10年間の計画期間で基本計画の推進を行ないます。

計画は5つの基本目標にそって、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

## 湖南省の環境未来像

### 野洲川の清流 山々の景色 歴史が育む うつくし湖南

#### 5つの基本目標

- |       |                     |
|-------|---------------------|
| 1. 共生 | 豊かな自然と地球を未来に残します    |
| 2. 循環 | 環境負荷の小さい社会を築きます     |
| 3. 快適 | 健康で良好な生活環境を守ります     |
| 4. 文化 | 潤いのある文化的な環境をつくります   |
| 5. 協働 | みんなが一体となって環境自治を進めます |

以上の環境基本計画に基づき、平成26年度の湖南省の環境施策の個別事項について「環境の現状と課題」を取りまとめましたので、以下に報告します。

## 1. 大気環境調査

大気汚染防止法では、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい環境基準や工場・事業場等の事業活動に伴うばい煙発生施設、揮発性有機化合物（VOC）発生施設、粉じん発生施設などの特定施設やその施設からの排出基準等を規制している。

本市域の大気環境の監視では、公共施設周辺での「大気環境」を、工場・事業場等で設置されている大規模な特定施設等を対象に「工場の排ガス」を行っている。また、その特定施設や能力及び取扱有害物質等の汚濁負荷量等を勘案して大気汚染防止法や滋賀県公害防止条例で排ガス排出基準や上乘せ規制等があり、本市では個別の事業者と特定施設や能力及び有害物質等の汚濁負荷量等を勘案して、必要により「環境保全協定」を締結している。

また、廃棄物焼却施設の設置事業者に対しては大気汚染防止法や滋賀県公害防止条例で排ガス排出基準があり、本市では個別に「廃棄物焼却施設の排ガス」を調査した。(ダイオキシン類調査は別項に記載)

## 1) 「湖南市公共施設」周辺の大気環境調査

平成26年度は、市内の「公共施設」周辺4ヶ所を調査地点とし、大気中の二酸化いおう、二酸化窒素、浮遊粉じんの3項目で、環境基準の適合状況を定期的に把握することを目的に、大気環境の調査を実施した。

### ① 実施事項の詳細

- ・ 大気環境調査地点 4地点  
市役所東庁舎、水戸まちづくりセンター  
菩提寺まちづくりセンター(旧)、市役所西庁舎
- ・ 調査実施日 4回/年(6月、9月、12月、3月)
- ・ 調査項目 二酸化いおう、二酸化窒素、浮遊粒子状物質
- ・ 調査方法 調査対象施設周辺の大気を採取
- ・ 調査分析機関 (株)ヒロセ
- ・ 環境基準と調査結果(1時間値の1日平均値)

	環境基準	測定値
二酸化いおう	0.04ppm以下	0.004~0.012ppm
二酸化窒素	0.04~0.06ppm以下	0.004~0.010ppm
浮遊粉じん	0.10mg/m <sup>3</sup> 以下	0.005~0.013mg/m <sup>3</sup>

### ② 調査結果の評価

- ・ 本年度の「公共施設」周辺4ヶ所共に二酸化いおう、二酸化窒素、浮遊粉じんはいずれも環境基準以下であった。

### ③ 問題点、今後の課題

- ・ 国道1号線バイパスの開通により、自動車の通行量が増加した。  
今後も継続して菩提寺地区の監視が必要である。
- ・ 次年度も継続して公共施設周辺の大気調査で、市域大気の監視を行ない市域環境の保全に努める。

## 2) 「工場排ガス」ばい煙調査(ばい煙発生施設)

本年度は、大気汚染防止法に基づく、「ばい煙発生施設」の特定施設を設置している事業場から排出される排ガスのばい煙濃度の排出基準適合状況の把握及び監視することを

目的に、煙道排ガスの測定を実施した。

① 実施事項の詳細

- ・ 調査対象施設 3 事業場、3 施設
- ・ 規制基準 「滋賀県公害防止条例施行規則」規制の基準 第9条(3)
- ・ 調査頻度・項目 1回/年 平成27年3月に実施  
ばいじん、いおう酸化物、窒素酸化物
- ・ 調査方法 ばい煙発生施設の煙道から排ガスを採取
- ・ 調査分析機関 (株)近畿分析センター、(株)ヒロセ

② 調査結果の評価

- ・ 本年度の2事業場、2施設のばい煙発生施設の煙道排ガスを測定した結果、全ての事業場の排ガスは大気汚染防止法に定める項目において、規制基準値以下の測定結果で規制基準を達成した。

③ 問題点、今後の課題

- ・ 事業者の動向として、ばい煙発生施設の使用燃料を石油系から大気汚染負荷の少ない都市ガス・天然ガスへの転換と施設の小型化に更新する事業場が増えており、大気環境は年々良化改善されてきている。
- ・ 今後も継続して工場排ガスの調査で、大気の監視を行ない市域の大気環境の保全と創造のための助言、指導や支援に努める。

3) 「廃棄物焼却施設」ばい煙調査 (ばい煙発生施設)

本年度も大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設の特定施設を設置している市内の産業廃棄物中間処理業者の「廃棄物焼却炉」の煙道から排出される排ガスのばい煙濃度の排出基準値の適合状況を把握及び監視するために、煙道排ガスの測定を実施した。

① 実施事項の詳細

- ・ 調査対象施設 市内の産業廃棄物中間処理業者3業者、4施設の  
廃棄物焼却施設
- ・ 規制基準 「滋賀県公害防止条例施行規則」規制の基準 第9条(3)
- ・ 調査時期・項目 1回/年 平成25年1月から2月に実施  
ばいじん、いおう酸化物、窒素酸化物、塩化水素、  
排ガス温度、排出ガス量、ガス組成等
- ・ 検査分析機関 (株)近畿分析センター

② 調査結果の評価

- ・今年度の業者、3施設における「ばい煙発生施設」の産業廃棄物焼却施設の煙道排ガスを測定した結果、全ての事業場の排ガスは大気汚染防止法に定める項目において規制基準値以下の測定結果で規制基準を達成した。

### ③ 問題点、今後の課題

- ・産業廃棄物の焼却炉で許可品目以外を焼却するなどの異常焼却について、違反行為がないか継続的な監視観測が必要である。
- ・今後も継続して産業廃棄物処理業者の焼却施設の排ガス調査で、市域大気の監視を行ない環境の保全に努める。

## 2. 水質調査

本市では市域を流れる「河川水（公共用水域）」や工場・事業場等からの「工場排水」、「妙感寺環境水」（旧甲西町時代に産業廃棄物業者（倒産）による産業廃棄物最終処分地からの排水で通称「妙感寺環境水」と称する）、湖南市の不燃物・粗大ごみ処理施設である「湖南市リサイクルプラザ」、旧甲西町の不燃物埋立地で、現在「湖南市不燃物処理場」及び市内の「産業廃棄物処理業者の中間処理施設」からの排水をそれぞれの項目について水質調査を実施している

また、工場・事業場等では特定施設、日平均排水量で排出基準を規制しており、本市では工場・事業場等の特定施設、処理能力、有害物質の取扱い、排水の汚濁負荷量等を勘案し「環境保全協定」で排出基準などの上乗せ規制等を個別に締結している事業者には、締結内容に基づき水質特定施設からの排水等、それぞれの項目について水質調査を実施した。

### 1) 「河川(公共用水域)」水質調査

本市を縦断する野洲川や市域を流れる主要な河川及び日野川へ流れ込む「河川」の環境基準適合状況を定期的に把握する目的で、公共用水域の水質検査を実施した。

#### ① 実施事項の詳細

- ・ 調査実施河川 市域を流れる主要な河川の 13河川、16ポイント  
祖父川上流、祖父川下流、茶釜川、思川上流、思川下流  
野洲川、長谷川、大谷川、大山川、新田川、荒川、  
家棟川、宮川上流、宮川下流、広野川、落合川
- ・ 水質基準 「河川生活環境の保全に関する環境基準」の河川類型A
- ・ 調査頻度・項目 生活項目 1回/3ヶ月 (pH等 15項目)  
有害物質項目(農薬系、有機塩素系化合物 25項目) 1回/年
- ・ 調査方法 河川をA、Bグループに分けて4回/年 調査採水

A グループは6河川 8ポイント

B グループは7河川 8ポイント

- ・ 検査分析機関 (社) 湖南工業団地協会

## ② 調査結果の評価

- ・ 河川水質検査の結果は、一般項目では大腸菌群数が環境基準1,000個のところ、全ての河川で超過していた。(基準を下回る時も存在はする)  
また、pH・BODにおいても一部の河川で規準をオーバーしていた。  
COD、SS、DOは環境基準以下の測定結果で、環境基準を達成している。
- ・ 健康項目、特定有害物質(農薬、揮発性有機化合物)については全ての調査ポイントで環境基準以下又は不検出で環境基準を達成している。
- ・ 琵琶湖へ流れ込む野洲川では、水質に与える影響の大きい一般項目のpH、COD、BOD、SS、DO、N、Pの各項目においては前年と比較しても大きな変化はない。

## ③ 問題点、今後の課題等

- ・ 下水道整備に伴う問題  
下水道整備が進み、汚染水の流入量は減少しているが、河川の水量も減る傾向にあり、少量の汚染水の流入も河川全体に及ぼす影響度が大きくなる。
- ・ 浄化槽の適正管理  
浄化槽の不適切管理による汚染水の公共用水域への流入があり、浄化槽の適正管理の啓発が必要である。
- ・ 今後も定期的に公共用水域の水質調査を実施して、市域河川の水質監視を行ない、市域流域の環境の保全と創造のための助言、指導や支援に努める。

## 2) 「工場排水」水質調査

本年度は、水質汚濁防止法に基づき、市内の主要工場・事業場の特定施設から排出される「工場排水」の排出基準及び環境保全協定の締結項目との適合状況の把握と監視することを目的に、水質調査を実施した。

### ① 調査実施事項の詳細

- ・ 調査実施対象事業場 48事業場(昼間49、夜間8)の工場排水
- ・ 水質規制基準 「滋賀県公害防止条例施行規則」の排水基準 第9条(1)
- ・ 調査頻度・項目 1回/年 11月から2月に実施  
一般項目及び該当する有害物質項目
- ・ 調査方法 事業場が稼働中の昼間及び夜間に最終放流口で採水
- ・ 検査分析機関 (社) 湖南工業団地協会

## ② 調査実施結果の評価

- ・ 水質検査の結果

排水基準値以下の事業場	45事業場（昼間 47 夜間 8）
排水基準値超えの事業場	3事業場（昼間 3）

## ④ 問題点、今後の課題

- ・ 排水基準値を超えて放流された場合の公共用水域（河川）に与える影響は大きい  
ため、排水についての事業所の自主管理の必要性を訴えていく。
- ・ 今後下水道への工場排水の接続が推進され、河川への放流量の減少が河川水量の  
現象を引き起こすことが推測される。  
河川水質検査の結果と併せて分析する必要がある。
- ・ 今後も継続して工場排水の水質調査で、水質監視を行ない市域流域の環境の保全と  
創造のための助言、指導や支援に努める。

## 3) 「妙感寺環境水」水質調査

### 水質調査が始まった経緯

大津市の扶桑商事㈱が旧甲西町三雲大納言2109番地において、昭和59年11月から昭和62年11月までの3年間で砕石法に基づく岩石の採取（208,000t）、同地で昭和60年7月23日から平成2年7月22日の5年間で産業廃棄物の収集運搬業、最終処分業の許可を取得した。（その後倒産）

許可内容は工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（コンクリート、レンガ、ブロック、石類、瓦等の破片その他それに類する各種廃材）で、最終処分場の能力は1,750m<sup>3</sup>、容積は9,428m<sup>3</sup>となっていた。その後昭和63年4月に地元の区長より処分場下流の河川が汚れているとの苦情をきっかけに、市による水質調査が始まった経緯がある。

本年も妙感寺旧処分地からの水質監視をすることを目的に、「妙感寺環境水」として水質検査を実施した。

### ① 実施事項の経緯と詳細

- ・ 調査実施内容 妙感寺旧処分場から排出する水（妙感寺環境水）
- ・ 環境基準 水質検査の環境基準は「廃棄物埋立地排水基準」及び「河川生活環境の保全に関する環境基準」の河川類型A
- ・ 調査頻度 2回／年 H26. 8. 25 H27. 2. 25に採水
- ・ 調査項目 「廃棄物埋立地排水基準」及び「河川生活環境の保全に関する環境基準」の河川類型Aの検査項目

- ・調査方法 妙感寺旧処分場から排出する環境水を採水
- ・検査分析機関 (社) 湖南工業団地協会

## ② 調査結果の評価

- ・本年度は水質検査の結果は「廃棄物埋立地排水基準」及び「河川生活環境の保全に関する環境基準」の河川類型Aにおけるいずれの検査項目の測定結果において、環境基準を達成した。

## 4) 「湖南省リサイクルプラザ排水」水質調査

本年度も、市の施設で廃棄物のリサイクル事業を行なっている「湖南省リサイクルプラザ」の排水の水質検査を実施し、環境基準の適合状況の把握と監視を目的に、水質検査を実施した。

### ① 実施事項の詳細

- ・調査実施施設 本市の施設「湖南省リサイクルプラザ」の水質検査
- ・環境基準 「河川生活環境の保全に関する環境基準」の河川類型A
- ・調査頻度・項目 1回/年 平成26. 12. 9に採水  
一般項目及び該当する有害物質項目 合計22項目
- ・調査方法 「湖南省リサイクルプラザ」からの排水を採水
- ・検査分析機関 (社) 湖南工業団地協会

### ② 調査結果の評価

- ・本年度は一般項目、有害物質項目合計21項目において水質検査を行い、全ての項目において、排水基準値以下の測定結果で排水基準、環境基準を達成した。

### ③ 問題点、今後の課題

- ・今後も継続して湖南省リサイクルプラザからの排水の水質調査を実施し、水質監視を行ない環境保全に努める。

## 5) 「湖南省不燃物処理場 地下水、放流水」水質調査

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、一般廃棄物の最終処分地及び産業廃棄物の最終処分地の廃止基準で「地下水等の水質」は、「当該法律に定める基準に適合すること」と定められており、湖南省不燃物処理場（旧 甲西町不燃物処理場）の廃止手続きに伴ない、地下水及び放流水を定期的に測定し、監視することが規定されている。

「湖南省不燃物処理場」は最終処分地（管理型埋立て地）に該当し、地下水（上井

戸、下井戸) 及び放流水の水質検査を定期的実施し、排水基準の適合状況の把握と監視することを目的に、水質検査を実施した。

### ① 実施事項の詳細

- ・ 調査実施施設 湖南省不燃物処理場の水質調査
- ・ 環境基準 廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
最終処分地の廃止基準での「地下水等の水質」
  
- ・ 調査項目と頻度
  1. 地下水(上井戸・下井戸) 2ヶ所
    - 1) 電気伝導度 1回/月
    - 2) 地下水等有害物質 1回/年 平成26.5.26に採水  
有害物質項目 水銀、鉛、カドミウム、シソ他 他25項目
  
  2. 放流水 1ヶ所
    - 1) 一般項目  
PH、BOD、COD、SS、Nの5項目 2回/年  
H26.5.26、H26.10.28に採水
  
    - 2) 有害物質項目  
水銀、鉛、カドミウム、シソ、他37項目 2回/年  
H26.5.26、H26.10.28に採水
- ・ 調査方法 不燃物処理場の上井戸・下井戸の地下水と最終放流口の放流水を採水
- ・ 検査分析機関 (社) 湖南工業団地協会

### ② 調査結果の評価

- ・ 本年度の調査分析の結果、上・下井戸の電気伝導率、地下水等検査項目及び放流水の一般項目であるPH他4項目や有害物質検査項目について全ての調査項目において排水基準値以下の測定結果で排水基準を達成した。

### ③ 問題点、今後の課題

- ・ 最終処分地の廃止手続きが完了するまで、法令に基づき継続して監視測定を継続する。
- ・ 今後も継続して不燃物処理場での上井戸・下井戸の地下水及び最終放流口の放流水の水質調査監視を行ない環境保全に努める。

## 6) 「地下水定期モニタリング」水質調査（滋賀県調査）

毎年滋賀県による水質汚濁防止法に係る常時監視調査で、地下水質の概況を把握することを目的に、甲賀環境・総合事務所環境課にて水質調査を実施している。

平成26年度は滋賀県の「平成26年度地下水水質測定計画」に基づき「地下水定期モニタリング調査」が石部、三雲、岩根、下田地区の井戸で調査を実施した。

## 3. ダイオキシン類調査（dioxin）

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質による環境の汚染の防止を図るため必要な規制等を定めている。

調査の対象は湖南市の廃棄物処理関連施設

水質は「湖南市不燃物処理場」、「妙感寺環境水」

大気は「産業廃棄物処理業者の廃棄物焼却施設」

土壌は「産業廃棄物処理業者の廃棄物焼却施設」の敷地及びその周辺地域

ダイオキシン類の濃度調査を実施。

調査結果では、いずれも環境基準、排出基準値以下である。

今後も良好な環境を確保するため、監視調査を継続する。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質による環境の汚染の防止を図るため必要な規制等を定めている。

調査の対象は湖南市の施設では、水質は「湖南市不燃物処理場」、「妙感寺環境水」、大気は「産業廃棄物処理業者の廃棄物焼却施設」、土壌は「産業廃棄物処理業者の廃棄物焼却施設」の敷地及びその周辺地域で、ダイオキシン類の濃度調査を実施した。調査結果では、いずれも環境基準、排出基準値以下である。今後も良好な環境を確保するため、監視調査を継続する。

### 1) 「湖南市施設（不燃物処理場）地下水、放流水」ダイオキシン類濃度調査（dioxin）

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、本市の調査対象施設の「湖南市不燃物処理場」の地下水、放流水のダイオキシン類濃度の環境基準適合状況を把握することを目的に、水質の濃度調査を実施した。

#### ① 実施事項の詳細

- ・ 調査対象施設 湖南市不燃物処理場（旧甲西町不燃物処理場）  
地下水（上井戸）、地下水（下井戸）、放流水
- ・ 環境基準 河川,地下水,水道水の環境基準は1pg-TEQ/l以下  
(参考) 廃棄物埋立地の基準値は10pg-TEQ/l以下
- ・ 調査項目 ダイオキシン類濃度
- ・ 調査頻度 湖南市不燃物処理場 1回/年 平成27. 2. 17に採水

- ・調査分析機関 (株)近畿分析センター

② 調査結果の評価

- ・平成26年度の調査測定した結果、地下水（上井戸）、地下水（下井戸）、放流水のダイオキシン類はダイオキシン類対策特別措置法に定める環境基準以下の測定結果で環境基準を達成した。  
但し、下流地下水（下井戸）で  $2.8 \text{ pg-TEQ}/\ell$  の測定結果であった。  
今後も測定結果を注視する必要がある

湖南省不燃物処理場	上流地下水（上井戸）	$0.025 \text{ pg-TEQ}/\ell$
	下流地下水（下井戸）	$2.8 \text{ pg-TEQ}/\ell$
	放流水	$0.0059 \text{ pg-TEQ}/\ell$

③ 問題点、今後の課題

- ・今後も継続して湖南省不燃物処理場のダイオキシン類水質の濃度調査で、ダイオキシン類の監視を行い、市域の環境保全に努める。

2) 「妙感寺環境水」ダイオキシン類濃度調査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、本市の調査対象の「妙感寺環境水」のダイオキシン類濃度の環境基準適合状況を把握することを目的に、水質の濃度調査を実施した。

① 実施事項の詳細

- ・調査対象施設 妙感寺環境水 河川水
- ・水質環境基準 河川,地下水,水道水いずれも基準値は  $1 \text{ pg-TEQ}/\ell$  以下  
(参考) 廃棄物埋立地の基準値は  $10 \text{ pg-TEQ}/\ell$  以下
- ・調査頻度 妙感寺環境水 2回/年 平成26. 8. 25 に採水  
平成27. 2. 17 に採水
- ・調査分析機関 (株)近畿分析センター

③ 調査結果の評価

- ・平成26年度の調査測定した結果、妙感寺環境水のダイオキシン類はダイオキシン類対策特別措置法に定める環境基準値以下の測定結果で環境基準を達成した。

妙感寺環境水（平成26. 8. 25）	河川水	$0.098 \text{ pg-TEQ}/\ell$
---------------------	-----	-----------------------------

③ 問題点、今後の課題

- ・今後も継続してダイオキシン類水質の濃度調査で、ダイオキシン類の監視を行い、市域の環境保全に努める。

3) 「廃棄物焼却施設 排ガス」ダイオキシン類濃度調査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、本市内の産業廃棄物中間処理業者の3事業場4施設の「廃棄物焼却施設」焼却炉煙道から排出される排ガスのダイオキシン類濃度の環境基準適合状況を把握することを目的に、排ガスの濃度調査を実施した。

① 実施事項の詳細

- ・調査対象事業場 3業者、4施設
- ・調査頻度 1回/年 平成27年1月に実施
  - ・調査分析機関 (株)近畿分析センター
- ・調査項目 大気排出のダイオキシン類濃度
- ・規制基準値

廃棄物焼却炉の大気排出基準値（単位：ナノグラム-TEQ/m<sup>3</sup>N）

施設規模	新設基準	既設施設基準		
		平成 14.12.1 ～	平成 13.1.15 ～14.11.30	平成 12.1.15 ～ 13.1.14
4 t/時以上	0. 1	1	8 0	基準の適用を猶予
2 t/時～4 t未満/時	1	5	8 0	
2 t/時未満	5	1 0	8 0	

(各業者の施設の基準は H14.12.1 に該当するので 10ng-TEQ/m<sup>3</sup>N を適用)

② 調査結果の評価

本年度の調査測定した結果、廃棄物焼却施設焼却炉煙道から排出される排ガスのダイオキシン類濃度は「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める大気排出基準に対し排出基準を達成した。

③ 今後の対応

- ・今後も継続して産業廃棄物処理業者の焼却炉のダイオキシン類濃度調査で、ダイオキシン類濃度の監視を行い、市域の環境の保全のための助言、指導や支援を行

なう。

#### 4) 「廃棄物焼却施設 敷地土壤」ダイオキシン類濃度調査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、産業廃棄物中間処理業者2事業場において産業廃棄物焼却施設設置の「敷地内土壤のダイオキシン類濃度」の環境基準適合状況を把握することを目的に、土壤の濃度調査を実施した。

##### ① 実施事項の詳細

- ・調査対象事業場 2事業所
- ・土壤環境基準 1, 000pg-TEQ/g (1ng/g) 以下
- ・調査頻度 1回/年
- ・調査分析機関 (株)近畿分析センター

##### ② 調査結果の評価

平成26年度の調査測定した結果、産業廃棄物焼却施設設置の敷地内土壤のダイオキシン類濃度は「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める環境基準以下の測定結果で環境基準を達成した。

##### ③ 今後の対応

今後も継続して産業廃棄物中間処理業者敷地内の土壤のダイオキシン類濃度の調査で、土壤のダイオキシン類濃度の監視を行い、市域の環境の保全のための助言、指導や支援を行なう。

#### 5) 「廃棄物焼却施設 周辺地域の土壤」ダイオキシン類濃度調査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、産業廃棄物中間処理業者2事業場の産業廃棄物処理施設の焼却炉煙道からダイオキシン類が降下ばいじんとして周辺地域へ飛散していると推測される土壤のダイオキシン類濃度の調査を実施し、環境基準の適合状況を把握することを目的に、2事業場の周辺地域の5ヶ所で土壤の濃度調査を実施した。

##### ① 実施事項の詳細

- ・調査対象事業場 2事業所
- ・土壤環境基準 1, 000pg-TEQ/g (1ng/g) 以下
- ・調査測定場所・頻度 1回/年  
5箇所
- ・調査分析機関 (株)近畿分析センター

## ② 調査結果の評価

平成26年度の調査測定した結果、産業廃棄物焼却施設設置事業所の周辺がダイオキシン類濃度は「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める環境基準以下の測定結果で環境基準を達成した。

## ③今後の対応

今後も継続して産業廃棄物業者の焼却炉から周辺地域へ降下ばいじんとして飛散していると推測されるダイオキシン類の土壌濃度調査で、監視を行い、市域の環境の保全のための助言、指導や支援を行なう。

## 4. 市内の放射線強度

東日本大震災で、放射線強度が話題になり市内でも強度測定を実施した。測定結果は県の測定値と変わらず、特に問題は無かったが今後も定期的に測定していく。

測定場所: 東庁舎玄関前		
測定日	時間	測定値(μSv/h)
10月16日	9時00分	0.08
10月17日	9時00分	0.08
水戸まちづくりセンター		
測定日	時間	測定値(μSv/h)
10月21日	14時00分	0.07
10月28日	9時00分	0.07
菩提寺まちづくりセンター		
測定日	時間	測定値(μSv/h)
10月21日	14時40分	0.07
10月28日	9時40分	0.07
西庁舎		
測定日	時間	測定値(μSv/h)
10月21日	15時30分	0.07
10月28日	10時00分	0.07

## 5. 騒音・振動

騒音・振動規制法では、工場・事業場での事業活動で発生する騒音と建設工事で発生する騒音について必要な規制を行うことなどにより、生活環境を保全し、国民の健

康の保護に資することを目的として、騒音・振動発生特定施設、指定区域及び時間帯等を規制している。

また、騒音規正法では人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい環境基準を定めている。

本市では指定区域及び時間の区分で規制値を定めると共に、工場・事業場や工事現場等の騒音発生特定施設、規制区域及び作業時間等を勘案して「環境保全協定」で必要により上乗せ規制等を工場・事業場と個別に締結している。

昨今は、工場・事業場や工事現場等から発生する騒音に加え、自動車騒音や近年は日常生活に起因する騒音の多様化が進み、それらが原因となる騒音問題が発生しており、これらの苦情を解決することにより市民の良好な生活環境の確保に対応している。尚、振動は「振動規制法」により規制しているが「騒音規制法」とほぼ同内容の規制内容になっており、騒音と併せて対処することになる。

**新規特定施設の設置 4 事業所**

**変更届 3 5 事業所**

**特定建設作業 2 8 事業所**

## 6. 悪臭

市では悪臭物質を排出させる事業場の敷地境界での22特定悪臭物質の濃度（1号規制基準＝一般区域）を規制しており、工場・事業場等の取扱う特定悪臭物質及び作業時間等を勘案して「環境保全協定」で必要により、上乗せ規制として臭気指数を工場・事業場と個別に締結している。

昨今は、工場・事業場等から発生する特定悪臭物質以外からの悪臭の苦情や浄化槽整備不備に起因する個人住宅での悪臭の問題も発生している。

また市内では一部地域で工場からの悪臭に関する苦情問題も発生しており、これらの苦情を解決することで市民の良好な生活環境の確保に対応している。

尚、最近では悪臭防止法の「臭気指数規制」を全国的に適用する動向にあり、滋賀県では彦根市、草津市、野洲市、愛荘町等で「臭気指数規制」を滋賀県公害防止条例に適用しており、将来的には本市においても「臭気指数規制」の導入が求められる事から、数年計画で導入の準備体制の整備検討が必要になるが、先ほどの「環境保全協定」の締結内容で特に特定悪臭物質を大量に取扱う工場・事業場では臭気指数規制の締結を積極的に推進している。

## 7. 苦情処理状況

平成26年度に、市に寄せられた苦情件数は約60件、その内容は、臭気・油漏れ・野焼きがほぼ同じ数で合わせると7割を占めている。

尚、臭気については同じ苦情が繰り返される傾向があった。

典型7公害以外の苦情では野焼き、廃棄物の不法投棄、浄化槽の整備不良による異

常排水やそれに伴う異臭、空き地の草刈及び動物の適正飼育に関するなど軽微な苦情が多数寄せられている。今後も苦情の対応は市民の良好な生活環境を確保する観点から迅速な処理に努める。

## 8. 工場・事業場立入調査実施状況(甲賀環境事務所合同)

平成26年度も甲賀環境事務所環境課が過去に有害物質を取扱っていた事業場で過去数年立入調査を実施していない工場・事業場を対象に環境関連法令の遵守、環境保全の意識啓発並びに事故等の未然防止を図ることを目的に、立入調査を計画的に実施され、湖南市もこの工場・事業場立入調査に同席し、調査対象事業場の事業内容の把握、特定施設の設置・管理状況、有害物質の使用・管理状況、廃棄物管理状況、環境管理体制及び現場の査察等を実施した。

### ① 工場立入調査件数

平成26年度は甲賀環境・総合事務所環境課と合同で20事業場の立入調査を実施した。

### ② 立入調査結果評価

立入調査対象事業場へ甲賀環境・総合事務所環境課より事前に調査票を送付され、その調査表を基に立入調査を実施して、指導事項があれば「指導票」を発行され、改善指導を行っている。また、軽微な指導事項は口頭指導を行っている。

## 9. 環境保全協定締結状況

旧甲西町、旧石部町と事業場とで「公害防止協定書」や「環境保全協定書」が締結されていたが、合併後の平成19年1月1日に「湖南市生活環境保全条例」が施行され、条例第49条2に基づき、環境保全協定の見直し作業を継続している。

平成26年度までの湖南市協定締結対象事業場 150社